

## 資料4

### 多重債務者対策本部有識者会議の設置について

平成18年12月26日  
多重債務者対策本部長決定

- 1 多重債務者対策について、専門的な知見と行政の立場を超えた幅広い視野が求められることから、その基本的な方針について議論するため、多重債務者対策本部に、多重債務者対策本部有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。
- 2 有識者会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

池尾和人	慶應義塾大学経済学部教授
宇都宮健児	弁護士
翁百合	（株）日本総合研究所理事
草野満代	フリーキャスター
佐藤英彦	警察共済組合本部理事長
須田慎一郎	ジャーナリスト
高橋伸子	生活経済ジャーナリスト
橘木俊詔	京都大学大学院経済学研究科教授
田中直毅	21世紀政策研究所理事長
野村修也	中央大学法科大学院教授
本多良男	全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会事務局長
松田昇	弁護士、前預金保険機構理事長
山出保	全国市長会会長（金沢市長）
吉野直行	慶應義塾大学経済学部教授

- 3 有識者会議の座長は、構成員の互選による。
- 4 有識者会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房との連携の下に金融庁において処理する。